



特別目的会社・信託等を巡る 開示問題 (第2回)

開示規制への実務対応

公認会計士
橋上 徹

〈はじめに〉

特別目的会社・信託等会社に準ずる事業体(以下、「その他の事業体」という。)に関する開示規制の現状については、前号(企業会計Vol.59No.7)で解説をした。しかし、現状の開示規制には、実務を行う上で、なお不明な点がある。ここで開示規制とは、大きく2つ考えられる。1つは、その他の事業体そのものに関する開示規制である。もう1つは、その他の事業体へ出資あるいは資金を拠出する者の連結に関する開示規制である。前者については、これまで、特別法(たとえば、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」という。))による開示規制があり、今般の金融商品取引法の成立、信託法の改正により一定の集団投資スキームについて開示規制がかかることになった⁽¹⁾。後者については、現在、会計の諸規則が整備されつつある。本稿では、後者について、実務上の対応が必要であるものの、必ずしも会計基準等で明らかにされていない事項について考えてみたい。

なお、本稿はあくまで筆者の個人的見解に基づくものであり、筆者の関係する諸団体とは一切関係ないものであることに十分なご理解とご注意をたまわりたい。

I 親会社の定義の適用

1 証券取引法の定義

財務諸表等規則第8条第3項は、「親会社」とは、他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これらに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。…」とされている。

子会社に関しては、特別目的会社、投資事業組合、信託等が含まれるものと読めるが、親会社については、「会社等」といわず「会社」と記載されていることから、文字通りに読むと会社法上の会社(法第2条第2号)、すなわち、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)である必要があるものと考えられる。なお、その他、指定法人も含まれる⁽²⁾。

2 会社法の定義

会社法第2条第4号は、「株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」としている。会社法施行規則第3条第3項では、「法第2条第4号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式

会社の財務及び事業の方針を支配している場合における当該他の会社等とする。」と規定している。「会社等」とは、「会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。」(会社法施行規則第2条第3項第2号)をいう。この点から、会社法上の親会社には、文字通りの会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社(法第2条第2号))に限らず、組合、信託なども入ってくるものと思われる。

3 証券取引法と会社法の親会社の整合性をどう見るか

証券取引法と会社法の親会社の定義は、法文上は異なる。証券取引法上親会社に当たる場合、提出会社の親会社等情報の開示が必要になる(証券取引法第24条の7第1項)。ここで「親会社等」とは、親会社(財務諸表等規則第8条に規定する親会社)および上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社のことであり⁽³⁾、会社以外の形態の事業体は入っていないと考えられる。日本の会社が海外を含むファンドに買収された場合、そのファンドを有価証券報告書等に親会社等情報として記載するかどうかなどの判断は重要なポイントであると考えられるが、開示規制の趣旨と会社法で親会社の定義に変更があった点を鑑みて適切に対応する必要があると思われる。

なお、2007年5月17日に公表された財務諸表等規則改正案第8条第3項は次のようになって

この規則において「親会社」とは、「他の会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これらに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいい、「子会社」とは当該他の会社等をいう。…」(下線：改正箇所)

II 財務諸表等規則第8条第7項の適用により子会社としないものと推定する会社の適用

1998年10月30日付で「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表され、これを踏まえ、同年11月24日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。))及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」という。))が改正された。

改正後の財務諸表等規則第8条第7項では、特別目的会社が子会社に該当するかどうかについて、特則が設けられている。つまり、特別目的会社については、次の要件を満たしている場合には、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社(以下「出資者等」という。))から独立しているものと認め、財務諸表等規則第8条第3項及び第4項の規定の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定することとされている。

- ① 特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること
- ② 特別目的会社が、譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券(資産対応証券)の所有者に享受させることを目的として設立されており、その事業が当該目的に従って適切に遂行されていること
- ③ 事業内容の変更が制限されていること

なお、改正で財務諸表等規則第8条第7項に規定されていた特別目的会社とは、旧特定目的会社法(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律)⁽⁴⁾2条2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体であった。

当時の大蔵省金融企画局市場課課長補佐によると、これは、特定目的会社法上の特定目的

社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券（ABS）の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理・処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利・配当等の支払いを行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと考えられ、事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体についても、同様に扱うことが適当と考えられることによるものとされる⁶⁾。また、資産の流動化を目的として一定の要件の下で設立された特別目的会社が子会社に該当し連結対象とされた場合には、資産を譲渡した会社にとって、個別財務諸表上オフバランスとされた取引が連結財務諸表上オンバランスされることになり、不合理であると考えられる点にも配慮されたものであるとされる⁶⁾。なお、特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについては、特則は設けられておらず、財務諸表等規則第8条第5項及び第6項の規定に基づき判断される⁷⁾。

この規則の実務上の問題の内容は、前号でも触れているが、前述のように、当局は、子会社としないものと推定できるか否かの要件の1つとして、個別財務諸表において譲渡資産がオフバランス要件を満たすことが要件であると考えていたことは明らかであると思われる。金融資産の消滅の認識は、「金融商品に関する会計基準」（1999年1月22日、最終改正2006年8月11日、企業会計基準委員会）（以下「金融商品会計基準」という。）第9項に基づき、また、不動産の消滅の認識は、「会計制度委員会報告第15号（特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針）」（2000年7月31日、日本公認会計士協会）（以下「委員会報告第15号」という。）第5項に基づき判断することになる。なお、金融資産の消滅の

認識については、財務構成要素アプローチが採用され（金融商品会計基準第57項）、不動産の消滅の認識については、リスク・経済価値アプローチ（委員会報告第15号第3項）が採用されている（不動産信託受益権の消滅の認識についても、不動産と同様、リスク・経済価値アプローチを採用している（委員会報告第15号第9項））。ここに、「リスク・経済価値アプローチ」とは、資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該資産の消滅を認識する方法であり、「財務構成要素アプローチ」とは、資産を構成する財務的要素に対する支配が他に移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法である（金融商品会計基準第57項及び委員会報告第15号第27項参照）。

特別目的会社の利用形態としては、大きく2つある。1つは特別目的会社が資産を譲り受ける形態（以下、「資産譲渡型SPC」という。）。もう1つは、特別目的会社が、たとえばマンションを開発し完成後に第三者への譲渡を行うといった特別目的会社自らが不動産の開発行為を行う形態や、特別目的会社が事業・企業買収を行い一定期間後に事業・企業の売却等を行うといった特別目的会社自らがM&Aに関わる形態である（以下、「開発型SPC」又は「買収型SPC」という。）。開発型SPCについては、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」についてのQ&A（2004年9月30日、日本公認会計士協会）（以下、「SPC取引Q&A」という。）のQ3のAで以下のような記述がある。

「…これらの特別目的会社に対する財務諸表等規則第8条第7項の特則の適用の可否は必ずしも明らかではありませんが、これらの特別目的会社に関与する者が、当該特別目的会社が子会社に該当するか否かの検討を行うに際しては、監査上、経営者が採用した会計方針が取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて、実質支配力基準の適用も含め監査人が自己

の判断で評価することが必要になりますので、留意が必要です。…」

直接明言はしていないものの、開発型SPCについては、当該例外規定の適用に否定的な見解を示しているように見受けられるとの専門家の見解がある⁸⁾。少なくとも、財務諸表等規則第8条第7項が規定された当時の説明では、資産譲渡型SPC、すなわち受動的・静態的なものを想定していたようである⁹⁾。開発型SPCや買収型SPCは、事業を行う上で、ある程度意思決定を伴うことから、受動的・静態的なものと言いつけるか否かについて、慎重な実務上の判断が必要であろう。

関連会社とする場合は、（日本の連結財務諸表原則では、実質支配力基準が採用され、リスクと便益を最も負担・享受する者が事業体を連結するというリスク・リワード基準は採用されていないが）特に、不動産の流動化・証券化に関し、この規定が個別財務諸表でのオフバランス要件を充足することが要件である点を踏まえ、委員会報告第15号第13項～第18項等を踏まえ慎重に判断する必要がある。特に、関連会社判定の影響力基準と継続的関与が原則ないことがオフバランス要件となっている（委員会報告第15号第7項）こととの論理的整合性は十分検討しなければならないと考える。

なお、2007年5月17日に公表された財務諸表等規則改正案第8条第3項では、「…特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め…」（下線：改正箇所）と改正が予定されており、組合、信託など其他会社に準ずる事業体も含まれる点が明確化されている。

III ベンチャー・キャピタル条項の適用

実務上の混乱が多く、この規定についての適用に関しても留意が必要であるが、前号で取り

あげているため、本稿では解説を省略する。

IV 信託に関する論点

1 自己信託

新信託法においては、新たな信託の方法として、自己信託が認められた¹⁰⁾。新信託法の定義上では「特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分…を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録…で…法務省令で定める事項を記載し又は記録したもによつてする方法」とされており、特定の者（委託者）が自己の有する一定の財産の管理・処分を（受託者として）自らすべき旨の意思表示をする方法であることが示されている。

この自己信託については、商事信託の分野では、たとえば次のような利用が考えられるとされる。

- ① 会社が、特定のプロジェクト（事業部門）から上がる収益を引当てに資金調達をしようとする場合に、当該プロジェクトに必要な資産を自己信託し、その受益権を投資家に販売することが可能になれば、従業員の子会社への転籍・出向といった問題や技術的なノウハウの外部流出の危険等を避けつつ、資金調達を行うことが可能になる¹¹⁾。
- ② 会社が自社の債権等を流動化して資金調達を行おうとする場合に、自己信託が可能になれば、債権者が変更することへの債務者の心理的抵抗感を回避しながら流動化を行うことが可能になるとともに、第三者を受託者として利用する場合と比べ、費用等を縮減しながら流動化を行うことが可能になる¹²⁾。
- ③ 債権回収のノウハウはあるが、あまり信用力のない債権回収業者（サービサー）が、債権の回収金を債権者本人のために専用口座において保管し、当該専用口座内の金銭について、信託の倒産隔離機能を利用して、信託宣言することにより、サービサー自身の破綻リスクから当該回収金を隔離できることにな

る¹⁰⁰。これにより、債権者本人の保護に資するだけでなく、債権回収業者（サービサー）の信用が高まり、その有するノウハウが社会的に活用される機会が増大することが見込まれる¹⁰⁰。

①については、以下の論点があるものと考えられる。

(a) 自己信託が他者の子会社・関連会社に当たるケース

自己信託の最も大きな論点はオフバランス要件の充足の可否であり、この点については、「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(2007年、企業会計基準委員会(6月20日現在)) (以下、「実務対応報告」という。) Q7のA2において記述がある。

また、受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合に、当該信託を委託者及び受託者が、その連結財務諸表上、当該信託を子会社又は関連会社として取り扱うかどうかについては、Q2のA3に準じ、受益者による意思決定の方法により判断することとなっている(Q7のA2)。

受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合の自己信託以外でも、自己信託でオフバランス要件を満たし、信託受益権を第三者が保有した際に、当該その受益権が相当数である場合に、その第三者の子会社又は関連会社になるのかについては特段触れられていない。このようなケースも、受益者が2人以上になった場合の意思決定の特例(新信託法第105条以下)の規定により、第三者の子会社又は関連会社に該当する場合があるものと考えられる。

(b) トラッキング・ストックとの類似による剰余金の配当可能額の問題

トラッキング・ストック(特定事業運動株式会社)は、会社が有する特定の完全子会社・事業部門等の業績にのみ価値が連動するよう設計された株式である¹⁰⁰。トラッキング・ストックは「剰余金の配当について(普通株式と異なる

定めをした内容の異なる」株式の一種と認められる¹⁰⁰が、剰余金の配当に関する優先株式ではない¹⁰⁰。事業部門を自己信託するケースでは、トラッキング・ストックと類似することにもなり、会社法の配当規制の問題もあり、弁護士等法律専門職などと十分な検討が必要になる場合もあろう¹⁰⁰。

(c) 信託財産の開示

自己信託においては、実務対応報告において、委託者兼受託者が自己の固有財産として受益権の全部を保有していることから自己の貸借対照表に計上されることとなる自己信託の信託財産に属する財産について、自らが委託者兼受託者である自己信託の信託財産に属する旨の注記を行うことに加え、委託者兼受託者が受益権の一部を保有している受益権についても、追加情報として、自らが委託者兼受託者である自己信託の受益権である旨の注記を行うことが適当である、とされている(Q7のA2(2))¹⁰⁰。特に事業部門を自己信託する①のケースでは、当該事業部門に係る財政状態・経営成績の一部が、投資家・債権者など財務諸表利用者に見えにくくなる虞もあるため、ある程度の水準の開示が必要ではないかと考えられる。

2 受益者の定めのない信託

受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)とは、信託財産の給付を受ける受益者の存在を予定しない信託である¹⁰⁰。受益者の定めのない信託においては、信託財産は、設定された信託目的の達成のために使用されることになる¹⁰⁰。旧信託法のもとでは、信託が有効に成立するためには、信託行為の時において、受益者を確定し得ることが必要であると解されているから、受益者の定めのない信託は、公益信託を除いて有効な信託にならないと考えられていた¹⁰⁰。しかし、このような目的の制限は必ずしも必須のものではないと考えられる上、たとえば、次のような利用が可能であると指摘されている¹⁰⁰。

① 経済団体の会員企業から拠出された金銭を信託財産として信託し、受託者が優秀と認められた創業・起業アイデアを有する応募者に奨励金を出すことを内容とする目的信託を設定する。これにより、創業・起業活動の支援が可能となる。

② 大企業から寄付された精密機械を信託財産として、ある地域の特定の者を受託者として、その地域の中小企業者が自由にこれを使用することを目的とする信託を設定する。これにより、ある地域の中小企業者に利用が限定されたインキュベータ施設(事業家支援施設)を作るという目的を達成することが可能となる。

③ 特別目的会社(SPC)の持分を信託財産として信託を設定する。これにより、SPCを利用した資産流動化におけるバンクタブン・リモート・ビークルの組成・維持に資することが可能となる。

そこで、新信託法では、新たな信託の種類として受益者の定めのない信託が創設されている¹⁰⁰。

③については、ケイマン諸島のチャリタブル・トラスト(慈善信託)の国内における代替スキームとして利用されると見られている¹⁰⁰。これまでは、前述のように、受益者を確定し得ないものは、公益信託を除き、有効な信託とは認められないものと解されていたため、日本ではなく、ケイマン諸島に流動化の受け皿となるSPCを設立し、そのSPCの議決権を含む持分をチャリタブル・トラストの信託財産とすることが行われてきた。これにより、バンクタブン・リモート(倒産隔離)を確保してきた。一方で、ケイマン・チャリタブル・トラストは、関係者が全て日本人・日本法人であるにもかかわらず、時間とコストを要するという課題があった。また、資産の流動化に関する法律(以下「資産流動化法」)に基づく特定持ち分信託の制度(特定目的会社の特定出資者が特定持ち分を信託銀行に信託し、それを受託した信託銀行を

特定社員とすることにより、特定目的会社の倒産隔離性を確保することを目的とした制度)は、一定の条件下で信託の解除を認める信託法第58条の規定など、信託法の法規に照らし合わせると、特定目的会社の倒産隔離性にわずかな懸念が残るとの見方もあり、資産流動化法による証券化にしか利用できない、信託を受ける信託銀行にとって不動産の信託とのセットでないメリットが少ないなどもあり、現在、筆者が知り得る限り1件しか活用実績がないようである。このため、2002年4月1日施行の中間法人法に基づく有限責任中間法人が利用されるようになった。そのような中、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)が、2006年6月2日に公布された。この法律は、公布日から2年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行されることになっているが、それに伴い、中間法人法は廃止され(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条)、既存の中間法人は、一般社団・財団法人法に基づく一般社団法人に移行することになっている。その点、時間とコストを節減し、合法的に流動化のビークル組成のための仕組みが新信託法で整ったものと言える。

従前、ケイマン・チャリタブル・トラストや有限責任中間法人を介在させることにより、SPCとの議決権の遮断が行われ、SPCが連結範囲から除外される虞もあった。そこで、チャリタブル・トラストに関しては、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」に関するQ&A(2000年1月19日[最終改正2006年10月5日]、日本公認会計士協会)Q13(2)において、「チャリタブル・トラスト等の形式的かつ非営利の事業体を経由して出資している場合も、その形式的かつ非営利の事業体は、「緊密な者」又は

「同意している者」と解されます。したがって、そのような事業体を経由して出資したとしても上述(1)の場合と同様に取り扱うことになる。」とされている。上述(1)の場合とは、金融機関・弁護士等が特定目的会社等に全部又はその大部分を出資し、特定資産の譲渡人は出資を行っていないか、又は出資を行っていても15%未満である状況において、当該特別目的会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等で、権利義務並びに損益等が実質的に特定資産の譲渡人に帰属すると認められる場合には、通常、特定資産の譲渡人が自己の計算において当該特別目的会社等の議決権を所有しているものと判断され、当該特別目的会社等は譲渡人の子会社に該当することとなる、というものである。

今後、目的信託をケイマン・チャリタブル・トラストの代用として利用する場合、同様に連結上留意が必要であると考える。

なお、実務対応報告Q6及びAでは特段この点について触れられてはいない。これは、実務対応報告の審議時点では、目的信託が、資産流動化に使われるか否かも含め、商事分野における利用方法が必ずしも明確でなかったことなどによるものと思われる。

3 事業の信託

金銭信託で事業を購入した場合は、Q5のAの3により、委託者兼当初受益者が単数であっても、導管論的に処理することになっている。一方、金銭の信託で財産を購入し、委託者兼当初受益者が単数である場合は、Q1のAにより、原則、純額表示が行われる。会計上「事業」とは、企業活動を行うために組織化され、有機的一体として機能する経営資源をいう(事業分離等会計基準第3項)とされ、実務対応報告でも引用されている。特に、土地等の不動産を購入し、金銭の信託で資金調達を行う場合などは、事業の購入か財産の購入か峻別がつきにくい。土地信託の特色として、「事業執行型」の信託

が挙げられていることは実務上周知であり¹⁰⁾、土地信託は事業の信託として会計処理を行うことが相当な場合が多いものと考えられる。また、事業の信託か財産の信託かにより事業分離等の会計基準が適用の有無が相違し、結果として、のれんの計上の有無も相違することとなると考えられる。いずれにせよ、事業の定義である、有機一体性を考慮し、資金調達目的・規模など総合的に慎重に判断が必要なものと考えられる。

さらに、事業の信託で問題になりそうな点が、事業の信託先への会計監査の問題である。仮に、事業の信託が導管論的処理による総額法あるいは子会社又は関連会社などに該当する場合、事業の信託先への会計監査権限が保証されるように実務上の対応も検討する余地があるかもしれない。

4 信託銀行の信託勘定

信託銀行の信託商品の中には、信託銀行が元本保証を行うものがある。例えば、損失補てん特約を付した貸付信託である(貸付信託法第14条)。これらの商品に関しては、損失が生じた場合、信託銀行の銀行勘定で損失負担することになるため、引当金を計上するなどの実務が見られるようであるが、真にリスクが外部に移転したスキームであるか否か考えると、一部の信託勘定の連結が必要な場合もあるのかもしれない。また、最近、土地信託による事業の失敗を巡り地方自治体と信託銀行の間での訴訟事例もあり同様な問題をはらんで来た。

団体年金に関しては、生命保険会社・信託銀行・投資顧問会社・全国共済農業協同組合連合会が受託を認められているが、委託者は運用成績によって運用会社を変える傾向が見られる。生命保険会社や全国共済農業協同組合連合会では、特別勘定で受けた場合は、一般勘定と結合して財務諸表を作成している。信託銀行の場合は、銀行勘定と連結されていない。商品性は引受金融機関により信託・保険といった法形式上

の差異はあるが、その差異は委託者の運用先変更の実務に見られるように僅少なものであるとも言えよう。この点に関しては、一考の余地があるのかもしれない。

なお、会計監査については、「信託銀行における信託勘定の監査について」(1977年、日本公認会計士協会)により、信託勘定も監査の対象とされているが、このような信託勘定の連結上の論点を考慮した慎重な対応が必要となろう。

5 子会社の数

信託を実務対応報告に従い子会社とした場合は、当然、会社法上も証券取引法上も子会社の数に入る。しかし、個別財務諸表上、導管論的に総額法で表示する場合は、その信託を子会社の数に入れるかどうか、今後、実務上の議論の余地がある。

なお、投資事業組合の場合は、個別財務諸表上の処理に関わらず子会社の数に入れる(「実務対応報告20号投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(2006年、企業会計基準委員会)Q6のA参照。)が、導管信託はここでの問題と意味が異なるように思われる。

V 中間法人や一般の社団・財団の連結

1 中間法人

SPC取引Q&AのQ1のAでは、財務諸表等規則第8条第7項でいう「特定目的会社と同様の事業を営む事業体」には、会社(株式会社、有限会社が含まれる。)、組合(商法上の匿名組合、民法上の任意組合が含まれる。)のほか、特定目的会社と同様の事業を営む海外における事業体や中間法人などが含まれると考えられるとされている。このことから、中間法人は連結子会社になり得るものとして考えられている。

しかし、その連結の手法については必ずしも明らかにされていない。ここでは、流動化に関

しよく利用される有限責任中間法人について検討する。

社員が社員総会において有する議決権は、原則として、1人1個とされている(中間法人法第33条本文)。しかし、有限責任中間法人の特性や実情に応じて、例えば、基金を拠出した社員についてその拠出額の割合に応じて議決権の個数を定め、あるいは、特定の社員について数個の議決権を与え、又は議決権を与えないこととしたい場合もあるかと思われる¹¹⁾。そのような場合には、定款に別段の定めをすることができるとされている(法第33条ただし書)。

このように、有限責任中間法人の社員総会は、社員により構成され、原則、社員の総意によって有限責任中間法人の基本的な事項について決定する機関であり、株式会社の株主総会と同様のものと言われる¹²⁾。

有限責任中間法人の連結は、1つの考え方として、社員権の数を基準にすることも可能のように思われる。ただし、あくまで、実質支配力基準が基本であるので、理事の選任過程など様々な要素を加味することが必要であると考えられる。弁護士事務所や会計事務所を利用している場合は、「[連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い]に関するQ&A」(2000年1月19日[最終改正2006年10月5日]、日本公認会計士協会)(以下、「Q&A」という。)Q13(1)のAやQ18のAも参考にしつつ対応することが求められよう。

2 社団法人・財団法人

Q&AのQ12のAでは、「…財団法人・社団法人などの公益法人は、収益事業を行っている場合もありますが、本来営利を目的とするものではないため、原則として、会社に準ずる事業体には該当しないものと考えられます。」とされている。

反対解釈として、財団法人・社団法人は、収益事業を行っている場合は、連結の対象となる会社に準ずる事業体となり得ると考えられる。

ここでは、民法上の財団法人・社団法人について検討する。

社団法人については、中間法人のところで述べたように社員（民法第37条）権の数や理事（民法第52条第1項）の選任過程などを考慮することになるのではないかと考える。

一方、財団法人については、難しい問題がある。財団に対する支出は、その支出が財団法人から寄附行為（民法第39条）の定めにより財団から社外流出するまでは、法人税法上は、損金経理を認めないという実務もあり、一種の法人格否認の法理的な考え方を採用しているケースがある。会計上は、このような実務はあまり見られないが、財団法人を連結することにより同様の効果が得られる。したがって、会計上は財団法人への支出の内容、財団での留保の状況などを勘案して連結の可否を判断することになるのかもしれない。ただし、連結の問題を考える以前に、個別財務諸表上、財団への支出は費用か資産かという実態的な判断も求められよう。

なお、先述のように、2006年6月、一般社団・財団法が公布された。この法律による一般社団法人・一般財団法人は、これまでの民法の公益法人とは異なり公益目的である必要はなく、収益事業を目的とする法人であっても法人格を取得できるようになった。これにより会社との差は縮小されたものと思われ、今後、社団法人・財団法人の連結は議論の余地がある。

(注)

(1) 金融商品取引法では、集団投資スキーム（ファンド）の自己募集を行う者を第二種金融商品取引業者とし、いわゆる開示規制・行為規制・業規制を課すこととなった（松尾直彦氏『解説 金融商品取引法制の概要について』（JICPA ジャーナル No.614）50頁以下参照のこと。）。全体として、別表（122頁）のような整備がなされている。（引用：http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html）

なお、信託一般に関するものとして、新信託法成立を受け、「信託計算規則案」が2007年5月15日に法務省から公表された。この規則案は、限定責任信託（新信託法第9章）に関し、新信託法第222条の省令委任により作成されたものである。

(2) 鎌田克幸「子会社・関連会社の範囲の見直し等に係る省令改正の概要〔上〕」『商事法務 No.1517 1999. 2. 15』

直近の指定法人については、金融庁告示（2007年）第30号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する指定法人を指定する件」参照のこと。

(3) 河本一郎＝大武泰南『証券取引法読本〔第7版〕』（2005年、有斐閣）90頁。

(4) 当該法律は2006年5月1日に廃止されている。なお、現行の財務諸表等規則第8条第7項は、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特別目的会社、という表現に改正されている。

財務諸表等規則第8条第7項が規定された当時の旧法の趣旨については、上柳克郎＝川本一郎＝岸田雅雄＝森田章他「証券取引法研究会 特定目的会社法について」『インベストメント52巻2号』（1999年、大阪証券取引所）69頁～100頁参照のこと。なお、この点について以下のような記述がある。

河本発言「…現実には、不良債権は膨らんでいる。何とかこれを流動させなければならない。そこで担保となっている不動産をこの特定目的会社を集める、その集めるためのお金が要るから、こういう優先出資証券か、特定社債券を発行してお金を集めて、それでこういう不動産を買ってきて、それを資産管理して、上がったお金で社債は払う。それから、優先出資には最後に残ったものを分配する。」（84頁）

森田発言「…これは資産の入れ替えはできません。極めて静的なのです。つまり、ある財産を購入後、保有し続けるというイメージなのです。…改正証券投資信託法の証券投資法人の方は、中身の入れ替えも可能ですが、

こちらは初めに設定したものをずっと保有しておくという会社です。だから、営利をどんどん活用して、次から次へと物件を乗り換えていくとか、そういったことは考えていないのです。」（90頁）。

(5) 鎌田前掲25頁。

(6) 鎌田前掲25頁。

(7) 鎌田前掲25頁。

(8) 久禮義継＝齋木夏生『流動化・証券化の会計と税務（第3版）』（2006年、中央経済社）344頁。

(9) 上柳克郎＝川本一郎＝岸田雅雄＝森田章他前掲。

(10) 寺本昌広＝湯川毅＝村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡「新信託法の解説(2) 一金融実務に関連する部分を中心に」『金融法務事情 No.1794 2007. 2. 15』22頁。

(11) 寺本他前掲23頁。

(12) 寺本他前掲23頁。

(13) 福田政之＝池袋真美＝大矢一郎＝月岡崇『詳解 新信託法』（2007年、清文社）104頁。

(14) 福田他 前掲。

(15) 江頭憲治郎『株式会社法』（2006年、有斐閣）137頁。

(16) 江頭前掲138頁。

(17) 江頭前掲138頁。

(18) トラッキング・ストックに関しては、特定事業部門等の業績に連動して剰余金が配当されるとはいえ、会社の分配可能額がプラスでない限り、剰余金の配当はなされないで、トラッキング・ストック株主は、特定事業部門等の業績と会社全体の業績という2つのリスクにさらされている（弥永真生『リーガルマインド会社法（第10版）』（2006年、有斐閣）参照。）

①のケースは信託の受益権者であり株主とは立場が異なるものの会社全体の業績が芳しくない場合は、議論の余地がある。

(19) 2006年11月28日の衆議院法務委員会において、有識者参考人として呼ばれた当時の企業会計基準委員会委員長は次のように述べている。

■好評発売中

会計全書〈平成19年度〉 2分冊／会計法規編・税務法規編

金子 宏・加古宜士・斎藤静樹 監修

A 5変形判・5,896頁

デスクに1冊！会社経理をささえる信頼の法令全書

会計基準、金融商品取引法、会社法、税法などを6月1日現在の最新内容で収録

編集のポイント

●ビジネスマン、会計人が日常必要とする諸法規等を、会計諸則／金商法規／経営法規／会計監査／税務法規の5部に体系的に整理分類。会計諸則から会計監査までを「会計法規編」として第1分冊とし、膨大な税務法規については、第2分冊「税務法規編」として編集。また、第1分冊「会計法規編」では、「連結」あるいは「国際会計基準」重視のもとに、会計基準・意見書や実務指針等で体系化できるものについては第1部「会計原則」にまとめて収録し、利便性を高めています。

●法文の上に頭柱を掲記し、頭柱のないものについては適宜作成し、掲記してわかりやすく編集

●検索に便利のように各巻とも表紙の見返しに収録順および五十音順の索引を収め、巻首に編目次を付し、頁打ちは各巻ごとの通し頁としました。

「もともと、通常の信託と異なりまして、自己信託というのは委託者イコール受託者でございますので、こういう特質も考慮に入れて、受益権を有している受益者である場合には財務諸表の表示において何か見えにくくなるということがないかどうか、その場合に何かの補足的な開示が必要になるかどうか、そういう点を中心に慎重に検討するということがなろうかと存じます。」(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index-kaigiroku.htm)。

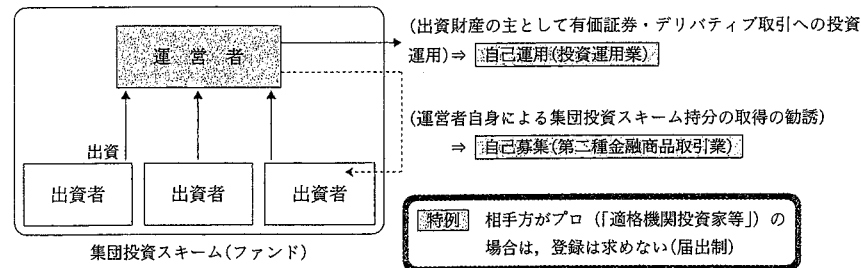
また、小職も2006年10月31日に同法務委員会によればこの点について陳述している(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index-kaigiroku.htm)。

- (20) 寺本昌広=湯川毅=村松秀樹=富澤賢一郎=鈴木秀昭=三木原聡「新信託法の解説(5・完) 金融実務に関連する部分を中心に

一」『金融法務事情 No.1797 2007. 3. 15』44頁。

- (21) 寺本他前掲。
 (22) 寺本他前掲。
 (23) 寺本他前掲。
 (24) 寺本他前掲。
 (25) 福田政之他前掲453頁。
 (26) 三菱信託銀行信託研究会『信託の法務と実務[4訂版]』(2003年、きんざい) 525頁～526頁。
 (27) 能見善久=出塚精治=中川晃『中間法人の設立と運営』(2003年、財団法人 公益法人協会) 13頁。
 (28) 更田義彦=池田綾子『Q&A 中間法人解説』(2003年、三省堂) 75頁参照。
 (29) 早川学『会社法務』『企業会計 Vol.59 No.7』156頁～158頁参照。

【別表】 集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備



政令案・内閣府令案等のポイント

運営者が運用権限の全部を外部委託する場合
 ▽投資運用業の登録業者に全部委託をする場合、一定要件の下で、運営者には投資運用業の登録義務を除外。

特例の要件(自己募集・自己運用業務の相手方の人数)
 ▽「1人以上の適格機関投資家」+「49人以下の一般投資家」
 (注) ファンド・オブ・ファンズ(FOF)の場合
 ▽投資事業有限責任組合(LPS)および有限責任事業組合(LLP)については、上記の要件で届出制。

(引用: http://www.fsa.go.jp/news/18/syouden/20070413-3/28.pdf)

学会ルポ

日本経営分析学会
第24回年次大会

統一論題
「危機管理と経営分析」

青淵正幸 立教大学准教授

去る5月12日(土)、千葉商科大学(千葉県市川市)にて日本経営分析学会第24回年次大会(大会実行委員長: 太田三郎氏)が開催された。統一テーマは「危機管理と経営分析」である。本大会は公認会計士協会継続的専門研修(CPE)の認定を受け、また危機管理システム学会の協力も得て開催されたため、参加者は120余名を数えた。

午前中には自由論題6報告と日本経営分析学会M&A研究会によるテーマセッションが行われた。紙幅の都合もあり、これらの詳細は割愛する。報告者および報告テーマは学会ホームページ(http://www.gakkainet.jp/jmaa/05.html)を参照されたい。

昼休みを挟み会員総会が行われた。総会の中で2007年度学会賞の表彰が行われた。受賞は浅野敬志氏(愛知淑徳大学)の論文「経営者の業績予想における期待マネジメントと利益マネジメント」(『年報経営分析研究第23号』2007年3月, p33-42)であり、期待マネジメントと利益マネジメントを同時に取り上げその相関関係を分析するなどの新規性や精緻で頑強な分析を行ったことなどが評価された。

会員総会終了後の13時30分より、亀川雅人氏(立教大学)を座長に4名による統一論題報告ならびにパネルディスカッションが行われた。

第1報告は石川昭氏(青山学院大学)による「ナレッジマネジメントとリスクコントロール戦略」であった。氏は学習した者がその知識を他者へ移転できなかった場合と知識を有していてもそれが利益に結びつかない場合をリスクと捉え、知識とリスクの関係について説明された。一例として、1959年以前は知識が利益を生み出す期間は21.8年であったのが1990年以降は3.2年となっており、知識陳腐化のリスクを適切に評価することの大切さを述べられた。

第2報告は石崎忠司氏(中央大学)による「危機

管理の方向と経営分析の役割—危機管理能力の評価の視点から—であった。氏はリスクマネジメントの目的は安定性の追求から企業価値向上へと変化していることについて触れた後、危機管理の体系化と危機管理能力の評価の重要性を説明された。

第3報告は危機管理システム学会からのゲストスピーカーである斎藤淳氏(LEC会計大学院)による「開示会計情報が抱える危機」であった。氏は財務データの作り手とそれを分析して用いるユーザーとの間に認識のミスマッチがあり、情報が正しく伝わらないが故に誤った評価がなされるリスクについて、減損会計や税効果会計などを題材にしながら説明された。そして、リスク回避の手段として会計教育の充実や証券市場の信頼性の向上などを掲げられた。

第4報告は荻野博司氏(朝日新聞論説委員)による「危機管理とコーポレート・ガバナンス」であった。氏はコーポレート・ガバナンスの旗手とも言われていた日興コーディアルグループのガバナンス改革に触れ、それが見せかけのものであったことを指摘するなど複数の企業のガバナンスについて概観した後、危機管理の視点から内部統制の重要性や限界について説明された。

休憩を挟んでパネルディスカッションが行われ、危機管理とリスクマネジメントの定義づけや範囲を問うなどの活発なやりとりが繰り返された。

最後に亀川氏が4名のパネリストの主張について、経営者の意思決定には知識の選択や継承も含まれ、それを評価する役割を経営分析が担うこと、リスクと危機を知識レベルで判断し、精査・分類して分析する手段が必要であること、分析するにはその土台である会計教育と制度が必要であること、しかしながら制度設計が行われても魂が入っていないと真のガバナンスを意味しないこと、そして最後に「リスクは潜在化しておりそれを分析するための原点にあるものこそ知識である」とまとめられ、統一論題報告とパネルディスカッションは幕を閉じた。

大会終了後は本館7階に会場を移し、懇親会が行われた。都会の景色を眺めながら活発な意見交換が続けられた。加藤寛名誉学長もお見えになり、貴重なお話を拝聴することができた。

日本経営分析学会2007年度秋季大会は11月17日(土)に岡山大学(岡山県岡山市)にて、2008年度年次大会は来春に関西大学(大阪府吹田市)にて開催される。